

## 産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会 中間整理に対する意見

2007年7月5日  
日本弁護士連合会

産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会が2007年6月19日にとりまとめた中間整理に対する、当連合会の意見は以下のとおりである。

### 1 はじめに

上記中間整理においては、不適正与信防止、過剰与信防止、個品式クレジット事業者の開業規制、割賦要件の廃止、政令指定商品制の廃止など、割賦販売法の抜本的な改正を含む広範な論点が網羅されており、クレジットを利用した悪質商法被害が多発している現状を踏まえた適切な論点の把握がなされているといえる。したがって当連合会としても、この点は高く評価する。

もっとも上記中間整理が取り上げた論点のうち、クレジット被害の救済と予防のために特に重要と思われる不適正与信の防止と過剰与信防止の2点については両論併記の形となっているところ、当連合会としては、これら2点につき実効的な改正を行なうことが不可欠であると考えるので、以下この2点について意見を述べる。なお、割賦要件の廃止等他の論点についての当連合会の意見は、2005年10月18日付「割賦販売法の改正を求める緊急意見書」並びに2006年7月20日付「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に記載したとおりであるので、両意見書を引用する。

### 2 不適正与信の防止について

この点について上記中間整理では、「1. 悪質商法を助長する不適正与信の排除」の項に審議結果が記載されている。

このうち多数意見ないし一致した意見とされる、「不適正与信を排除するための割賦販売法による新たな措置が必要である」との点、「クレジット事業者に対し加盟店の調査を含めて適正な与信を行なう法的義務を課すべきである」との点、「個品割賦購入あっせん業者に与信事項にかかる契約書面の交付に関する法的責任を負わせるべき」との点、「個品割賦購入あっせんに対（し）登録制を導入すべき」との点、「不適正な与信を行なったクレジット事業者に対して経済的不利益をもたらすような何らかの民事ルールが必要である」との点、及び「売買契約等と与信契約がともにクーリングオフされる仕組み（の導入）」については当連合会としても賛成である。

問題は、民事ルールのうち、クレジット事業者に対し既払金の返還を認めるか否か、またこれを認めるとして、消費者がクレジット事業者の過失の立証を要しない無過失共同責任を規定するか否かという点である。当連合会としては、現行の抗弁対抗規定（割賦販売法30条の4）では、クレジット事業者が提携先販売業者（加盟店）を通じた与信を適正に行なう動機付

けが極めて不十分であること、同条の抗弁対抗規定は民法の伝統的な報償責任、危険責任の性質を備えており、クレジット事業者の既払金返還義務もその延長線上に位置付けるべきものであることなどから、少なくとも悪質販売行為に利用される頻度が高まっている契約書型(個品式)のクレジット契約については、既払金返還を含む無過失共同責任規定を早急に置くことが必要不可欠であると考えます。

なお、この点については、2007年6月14日付「クレジット会社の共同責任に関する意見書」において当連合会の詳細な意見を述べているので、同意見書を引用する。

### 3 過剰与信防止について

過剰与信防止については、上記中間整理中、「2. 過剰与信の防止について」の項に審議結果が記載されている。

このうち多数意見ないし一致した意見とされる、「クレジット事業者は・次々販売等による過剰与信を防止する責務がある」との点、及び「与信審査の際に信用情報機関の保有する個人信用情報の利用による支払能力の調査及びその結果の信用情報機関への登録を義務づけるべきである」との点については当連合会も賛成である。

問題は、年収比率基準等の具体的基準を定めた規定を導入すべきか否か、またクレジット事業者がこれに違反した場合に行政処分のみならず当該与信契約についての民事効を規定すべきか否か、という点である。

これについては、そもそも具体的な与信基準を設けなければ過剰与信を実効的に防止することは極めて困難であること、行政処分のみでは次々販売被害等における被害救済として不十分であることなどから、少なくとも契約書型(個品式)クレジットのうち特に被害の集中している特定商取引法対象取引にかかるクレジット契約(販売信用における信用供与額の約3%)については、総債務残高が手取り収入の3分の1を超えることとなるクレジット契約の締結を原則として禁止しつつ、販売信用の性質を考慮して一定の例外を認めるという明確な与信基準を定めた上、これに違反した場合には請求権制限、契約無効等の民事効を定めるべきである。

なお、この点については、2007年3月16日付「クレジット過剰与信を禁止する法改正を求める意見書」において当連合会の詳細な意見を述べているので、同意見書を引用する。

以上